



悪質商法にご用心!

~困ったときには、本庄市消費生活相談に~

最近、本庄市内でも高齢者を狙った悪質商法の被害が多発しています。市では、このような被害を未然に防ぐため、市役所1階市民相談室(毎週月曜日および毎月第2・4木曜日)および総合支所第2会議室(毎月第1・3・5木曜日)で消費生活相談を行っています。ふだんの生活の中で困ったことがあったら何でもご相談ください。



タダより高い物はありません
催眠商法にご用心

最近、街角で「日用品をタダであげます」と声をかけている光景を見かけます。誘いに乗って、うっかりついていくと、「健康食品」「布団」「健康治療器具」等、高額な商品のを販売が待っていますので気をつけてください。

被害防止のアドバイス
不審と感じたら会場に行かないことです。

「お金を持っていないか」
で大丈夫」と思うのは大きな間違いです。分割払いを勧められることがあります。

医者でもない人の言葉は信じないことです。
持病のある人には逆効果になることもあります。

住宅用火災警報器等の
訪問販売にご用心

消防法等の改正により、一般の戸建て住宅等(併用住宅



含む)や床面積が500㎡未満の共同住宅にも「住宅用火災警報器等」の設置が義務付けられました。新築の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅についても平成20年5月31日までに設置する必要があります。

このことに便乗して悪質な訪問販売や電話勧誘を行う業者がいます。高額請求等のトラブルが数多く発生していますので、だまされないように注意してください。

被害防止のアドバイス
公的機関の職員(市町村・消防署)が、一般家庭を訪問して住宅用火災警報器等のあつせんや販売をするとはありません。

住宅用火災警報器等は、ホームセンターや消防設備業者等から購入でき、自分で簡単に設置することができます。

価格は国産品や外国製品によりさまざまですが、数千円から1万数千円程度です。

地上波テレビのデジタル化に
便乗した「架空請求」にご用心

平成23年までに地上波テレビ放送がアナログ放送からデジタル放送に完全移行されることになっています。

これを悪用して、「地上波デジタル放送に関わるUHFアンテナ受信端末代替工事費」として29,800円を指定口座に振り込むようにという手紙が突然自宅に届いた事例がありました。心当たりのない請求には応じないようにしてください。

被害防止のアドバイス
このような請求が視聴者に郵送されることはありません。

手紙に書かれている請求元に連絡する前に消費生活相談にご相談ください。

悪質な金融業者にご用心

ダイレクトメール、雑誌広告、新聞広告、電話等あらゆる方法で悪質な金融業者があるのそばにしのび寄ってきます。利用したこともない消費者金融から、突然「安い金利で融資します」、「借金を一本化しませんか」等の連絡がきたら要注意です。新聞、雑

誌に掲載されていても注意してください。

被害防止のアドバイス
お金を借りたい人に保証金等の名目で、先に金銭を口座に振り込むよう要求する業者は要注意です。

貸金業を営むには国または都道府県の登録が必要となりますので、無登録業者からは借りないことです。後日、高額な利息を払う結果になります。

出資法で年間29・2%の上限金利が設定されています。現在、この上限金利も高いと社会問題になっています。

契約を解除したい場合は
クーリング・オフといって、

契約後一定期間(契約書を受け取った日を含めて8日以内、マルチ商法、内職・モニター商法については20日以内)であれば無条件で解約できる制度があります。期間を過ぎても困ったことがある時には、消費生活相談にご相談ください。

*消費生活相談についての
お問い合わせは左記へ

175
1
1

市内104か所の公園の

指定管理者を募集します



指定期間

平成19年4月1日～平成22年3月31日（3年間）

応募資格

市内に本店または営業所を有する法人等、またはこれから設置しようとする法人等申請の受付期間

9月26日～29日

受付時間は午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）募集要項の配布場所および申請書の提出先

都市計画課公園街路係（市役所2階）

申請は、持参に限ります。また、申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話連絡のうえ、持参してください。

募集要項の配布期間

9月5日～15日

（土・日曜日を除く）

午前9時～午後5時

*詳しくは左記へお問い合わせください。

都市計画課公園街路係
1137

市では、公園施設等の管理運営を効果的かつ効率的に行い、サービスの向上と経費の削減を図るため、次のとおり公園の指定管理者を募集します。

募集施設

J R 高崎線以北 40公園

J R 高崎線以南（旧本庄市区域内） 51公園

旧児玉町区域 13公園

指定管理者が行う業務

- ・市内の公園施設等の維持および管理運営に関する業務
- ・その他市長が必要と認める業務

児玉郡市広域市町村圏組合からのお知らせ

斎場の指定管理者を募集します

児玉郡市広域市町村圏組合立斎場の指定管理者を次のとおり募集します。

施設の概要

名称	児玉郡市広域市町村圏組合立斎場
所在地	児玉郡美里町大字木部537番地4
設置時期	昭和57年12月
建物概要	鉄筋コンクリート造 敷地面積 18,398㎡ 延床面積 1,511㎡ 施設内容 火葬炉5基、汚物炉1基、告別ホール2室、炉前ホール、待合室、収骨室2室、祭壇、式場（100人収容）ほか

指定期間

平成19年4月1日～平成22年3月31日（3年間）

申請の受付期間

10月10日～20日（土・日曜日を除く）

受付時間は午前9時から午後4時30分まで
募集要項の配布場所および申請書の提出先

児玉郡市広域市町村圏組合業務課

申請は、持参に限ります。また、申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話連絡のうえ、持参してください。

募集要項等の配布期間

9月4日～21日

募集要項等はホームページ

(<http://www.160cn.ne.jp/~koki/>)からダウンロードできます。

*詳しくは左記にお問い合わせください。

児玉郡市広域市町村圏組合業務課 嬬2241・F 嬬2242

- ・火葬に関する業務
- ・使用料の收受に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

敬老会開催により「湯かっこ」の一般利用が一部変更になります

本庄市および美里町のそれぞれの敬老会開催のため、次の期間中は一般の利用が制限されます。

期間 9月25日～30日、10月2日～6日
9月25日、10月2日は休館日です。
○午前10時～午後3時30分

おおむね午後3時30分2階（休憩スペース）はすべて敬老会事業に使用しますので、一般の利用者は、1階（プール施設）および3階（風呂施設）のみ利用できます。

なお、施設使用料は特別料金となりますので、詳しくは「湯かっこ」へお問い合わせください。

○おおむね午後3時30分～午後10時

通常どおり全館利用できません。施設使用料は通常料金となりますが、4時間の制限はありません。

余熱利用施設「湯かっこ」
8126